

京都市教育委員会教育長訓令甲第17号

教育機関

京都市青少年科学センター事務分掌細則の廃止について次のとおり定める。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

京都市青少年科学センター事務分掌細則は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)